

常任委員会報告

総務財務委員会

3月定例会付託議案審査

議第46号「三原市職員の退職管理に関する条例制定について」

【要旨】地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に必要事項を定める条例を制定するもの。

【主な質疑の内容】

問 条例制定の趣旨は。

答 この条例案は、三原市職員として退職した者が、民間企業、非営利活動法人、または法人格を持たない団体等に報酬を得て再就職した場合、その再就職情報の届出を義務付けること、及び三原市の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ行為を規制するものである。

元職員は、離職後で

あっても現職職員に対して、在職時の地位に応じて一定の影響力を有しているものと考えられることから、公務の公正、住民からの信頼を担保するため、これらの事項を定めるものである。

議第48号「三原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」

【要旨】地方公務員法の一部改正に伴い、公表する事項を改めるもの。

【主な質疑の内容】

問 公表の方法は。

答 教育長、市議会議長等の任命権者は、人事行政の運営の状況に関して、条例で定められている事項について、市長に報告することとなる。

報告を受けた市長は、任命権者からの報告を取りまとめ、条例、及び総務省から示された公表モデルに基づき、三原市職員総体としての状況を

ホームページ等で公表することになる。

【採決】

採決の結果、議第46号については、起立採決の結果、賛成多数をもって、また残余の5件については、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



厚生文教委員会

3月定例会付託議案審査

議第52号「三原リージョンプラザ設置及び管理条例の一部改正について」

【要旨】勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、三原リージョンプラザ内の勤労青少年ホームを廃止するため、条例の一部を改正するもの。

【主な質疑の内容】

問 勤労青少年ホームは今後多目的エリアとして貸し出されるが、現在の利用者への対応については。

答 勤労青少年ホームの教養講座で人気のある3講座については、当面40歳までの青年層に限定した形で生涯学習講座として継続し、その他の講座についても体験講座として単発で開催して受講者の反応を見ながら継続講座とするなどの対応をして

いきたい。

議第54号「三原市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

【要旨】指定居宅サービス等の事業の人員、設置及び運営に関する基準等の一部改正により、認知症対応型通所介護事業者に対して、利用者や地域住民の代表等で構成する運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上の開催を義務付ける規定を追加するほか、介護保険法の規定を引用する条項の整理を行うもの。

【主な質疑の内容】

問 今回の条例改正の意味はどのようなところにあるのか。

答 これまで義務付けがなかった認知症対応型の通所介護及び介護予防認知症対応型の通所介護について、事業所運営の透明性を高め、介護の質を確保するため運営推進会議の開催が義務付けられた。

議第69号「三原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

【要旨】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の職員の資格要件及び保育士配置要件の一部緩和するため、条例の一部を改正するもの。

【主な質疑の内容】

問 市長が認める者をもって保育士に代えることができることとなっているが、基準は。

答 国が示しているのは、保育所においておおむね1年以上の常勤での勤務経験を有する者、または子育て支援員研修を受けた者としているので、本市も国の例により運用したい。

【採決】

議第69号については起立採決の結果、賛成多数をもって、また議第52号ほか4件については、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

3月定例会付託議案審査

議第57号「三原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定について」

【要旨】消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織、運営等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

【主な質疑の内容】

問 今後の消費生活相談員の配置については。

答 現在、本市の消費生活センターは、2名の「有資格者」と1名の「有識者」の3名で運営

している。本条例制定により、平成28年度から同



消費生活センター（市役所本庁5階）

センターは、基本的に「消費生活相談員資格試験」に合格した「有資格者」で運用していくことになる。現在の2名の「有資格者」は、新制度においても同様に位置づけられ、また、「有識者」についても、「有資格者」と同等の知識及び技術

を有する者と市長が認めた者」として、配置していくことになる。

なお、「無資格者」の配置については、今後、積極的に容認していくわけではないが、生活相談員の応募が少ない状況もあり、有識者と認められる条件等を慎重に検討していきたい。

議第58号「三原市工場等立地促進条例の一部改正について」

【要旨】市内に工場等を新設し、または増設する事業者に対する奨励措置のうち、雇用奨励金を拡

充し、雇用機会の増大及び中山間地域の産業振興を図るため、条例の一部を改正するもの。

【主な質疑の内容】

問 市内5つの県営工業

団地に立地する企業に雇用されている従業員数及び市内居住の状況は。

答 平成27年12月現在、パート従業員等を含め、従業員数は3240名で、そのうち市内居住者は、2108名であり、市内居住率は約65%である。

問 久井工業団地の市内居住率が約35%となっている原因は。

答 近隣の世羅町や御調町（尾道市）に居住する従業員が多くなっている。事業者からは、「中山間地域での雇用確保は大変難しく、人集めに苦労している。本制度を活用して市内居住者の雇用に取り組んでいきたい」との意向も伺っている。市としても、市内居住者の雇用を後押ししていきたい。

【採決】

このほか3件の条例の一部改正、2件の条例廃止、5件の市道路線の廃止及び認定の10件について、採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

平成28年6月定例会
開催予定

（平成28年3月23日現在）

月	日	曜	開会予定時刻	会 議
6	6	月	10時～	本会議 開会
	9	木		本会議 一般質問
	10	金		本会議 一般質問
	13	月		常任委員会（総務財務委員会）
	14	火		常任委員会（厚生文教委員会）
	15	水		常任委員会（経済建設委員会）
	16	木	14時～	補正予算特別委員会
	20	月		本会議 閉会

市議会の傍聴に
おいでください

三原市議会の本会議とすべての委員会などが傍聴できます。

傍聴をする際、事前の申し込みは必要ありません。当日に、議会棟2階にあります議会事務局において簡単な手続きを行うだけで傍聴ができます。

本会議などの予定は、三原市議会ホームページに掲載しています。

議会の活動や市政の方向を知るためにも、ぜひ傍聴においでください。

